

# GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報  
2003 / 第56号  
平成15年10月10日発行  
題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

行政ニュース

## 廃棄物処理法の改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 1

## 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 3

## 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 6

## 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可申請に係る添付資料について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 9

## 「不法投棄監視通報システム」の導入について

岐阜市環境事業部環境事業室 … 10

特 集

## わがまちの産業廃棄物問題と対策

坂下町長 山下芳信 … 13

神岡町長 船坂勝美 … 14

協会だより

平成15年度第3回理事会開催・各委員会開催 … 15

第1回中部地域協議会開催 … 15

廃棄物処理法対応講習会・建設リサイクル法対応講習会開催 … 15

2003 N E W環境展 大阪会場開催 … 15

産業廃棄物処理関係講習会開催結果報告 … 16

「地球環境村ぎふフェア'03」の開催 … 16

自動車リサイクル法全国説明会(第2回)の開催 … 16

平成15年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する各種講習会

並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の追加開催について … 17

青年部だより

青年部研修会並びに交流会開催 … 19

青年部役員会及び臨時総会並びに空き缶クリーン・キャンペーンの実施 … 19

お知らせ

新規加入会員の紹介 … 20

「岐阜まるごと環境フェア2003」の開催 … 21

「びわ湖環境ビジネスメッセ2003」の開催

## 表紙写真「板取村」

自然のいたずらか、紅葉の盛りに板取村にも初雪が降った。自然環境は、絶えず新しいドラマを見せてくれているけれど、今年の秋はどんな感動を与えてくれるだろう……自然に感謝。

(日本風景写真協会 太田博司)

## 廃棄物処理法の改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第93号）が平成15年6月18日に公布されました。

その概要は、次のとおりです。

なお、法律の改正に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同法施行規則の改正が予定されています。

### 1 改正の背景

廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理への対応が必要となるとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化を講ずることが主な内容です。

### 2 改正の内容

#### ① 不法投棄の未然防止等の措置

##### (1) 都道府県等の調査権限の拡充

廃棄物であることの疑いがある物の処理について、地方公共団体の長は、報告徴収又は立入検査ができるようになります。

##### (2) 不法投棄等に係る罰則の強化

###### [1] 不法投棄等の未遂罪の創設

不法投棄又は不法焼却の未遂行為を罰することになります。

###### [2] 一般廃棄物の不法投棄に係る罰則の強化

法人が一般廃棄物の不法投棄に関与した場合に対する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様、1億円以下の罰金に引き上げることになります。

##### (3) 国の関与の強化

###### [1] 緊急時の国調査権限の創設

産業廃棄物に関し、緊急時には、環境大臣が報告徴収及び立入検査を行います。

###### [2] 国の責務の明確化

国は、広域的な見地から地方公共団体の事務について調整を行うこととともに、都道府県の産業廃棄物に関する事務が円滑に実施されるよう、職員の派遣等の必要な措置を講ずることになります。

##### (4) 悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化等

## [1] 特に悪質な業者の許可の取消しの義務化

特に悪質な業者（欠格要件等に該当することとなった廃棄物処理業者等）について、許可権者は、必ず許可を取り消さねばなりません。

## [2] 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件の追加

廃棄物処理業の許可に係る欠格要件として、許可取消処分に係る聴聞通知のあった日から当該処分がなされる日までに廃業の届出をした者（いわゆる「許可の取消し逃れをした者」）で、当該届出のあった日から5年を経過しないこと等を追加されます。

## [3] 都道府県等による適切な更新手続の確保

廃棄物処理業の許可の更新の申請がなされた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに更新申請に対する処分がなされないときは、従前の許可の有効期間の満了後も、当該更新申請に対する処分がなされるまでの間、従前の許可は効力を有することになります。

## (5) 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設

事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準を定めるとともに、措置命令の対象者として、基準に違反した委託事業者が加わることになります。

## ② リサイクルの促進等の措置

### (1) 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例

広域的なリサイクル等を推進するため、環境大臣が認定した者は、廃棄物処理業の許可を要しないこととする等の特例制度が整備されます。

### (2) 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化

同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可が不要になります。

### (3) 課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに、廃棄物処理施設整備事業の実施の目標等を定めた廃棄物処理施設整備計画を作成することになります。

## ○施行期日

この法律は、次の①、②を除き、平成15年12月1日から施行する。

### ① 廃棄物処理施設整備計画に関する規定等

公布日（6月18日）から施行

### ② 罰則の強化に関する規定

公布の日から起算して20日を経過した日（7月7日）から施行

## 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する 条例の一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

多発する廃棄物の不法投棄などの不適正処理問題に対処するため、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成15年岐阜県条例第39号)が平成15年7月10日に公布され、一部の規定を除き、平成16年1月1日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

### 1 条例改正に至る背景等

- ・高水準で発生する廃棄物は、豊かで快適な生活環境、さらにはそれを支える自然環境を保全するうえで大きな問題となっている。とりわけ、後を絶たない廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、廃棄物処理に対する県民の不信感を招き、そのことが廃棄物処理施設の確保に支障をきたし、そのために廃棄物の不法投棄等の不適正処理を誘発するという悪循環に陥る原因となっている。
- ・本県の美しく豊かで快適な生活環境を守るためにには、県民、事業者及び行政が一体となって、廃棄物の発生の抑制や再利用の促進により廃棄物の減量化を進めるとともに、「不法投棄をさせない」という社会環境を作り上げていくことが必要である。また、個々の事案に対しては、監視の強化等による不適正処理の未然防止対策が第一であり、一旦不法投棄等がなされた場合には、早期に法的効果を伴う行政処分を行うなど、その拡大を防止することが重要である。
- ・特に、近年全国的に問題となっている廃タイヤの不適正処理事案については、生活環境の悪化はもとより、その撤去に多大な経費と人的投資等を費やすこととなり、早急な対応が求められているところである。

### 2 改正のねらい

- (1) 特定保管物（使用済みタイヤ）を保管する場合の届出の義務付けと不適正処理の未然防止
  - ・使用済みタイヤの不適正保管については、その所有者が有価物だと主張する事例がほとんどであり、有価物、廃棄物の判断に多大な時間を費やし、その間に保管量も増加することで、結果的に撤去が困難、若しくは多額の撤去費用等が必要となる要因にもなっている。
  - ・よって、屋外において一定規模以上の面積で使用済みタイヤを保管する場合、その保管者、土地所有者の双方に届出を義務付けることにより、事前に保管者及び行為の内容を把握し、早い時点から監視を開始することにより、不適正処理事案につながることを未然に防止する。
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設等に対する記録・閲覧義務の新設

- ・産業廃棄物処理施設からの排出ガスや排水等による周辺地域の生活環境への影響に関し、周辺に居住する者等の不安が極めて大きく、その設置について多くの紛争が発生していることから、廃棄物処理法では、維持管理についての透明性の向上を図るため、施設の設置者は維持管理の結果の記録を作成して、生活環境保全上の利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させることを義務付けている。
  - ・条例届出施設である小規模産業廃棄物処理施設等についても、施設の維持管理に関する事項を記録し、備え置き、生活環境保全上の利害関係者の求めに応じて閲覧を義務付けることにより、施設運営の透明性と施設設置者の意識を高め、情報公開と説明責任の強化を図る。
- (3) 既存制度も含めた実効性確保のための罰則の新設等
- ・県外産業廃棄物の県内搬入の届出、小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出に係る未届出等に対する罰則の新設又は強化を行い届出の徹底を図り、廃棄物の適正処理の確保を目指す。また、条例の適正な施行を行うため、報告義務の徹底、職員による立ち入り、検査のできる体制の強化を図るため、妨害等に対して罰則を新設する。

### 3 主な改正内容

#### (1) 特定保管物（使用済みタイヤ）の多量保管の届出・適正保管

##### （届出義務及び罰則の新設）

- ・特定保管物（使用済みタイヤ）を、屋外において保管しようとする者に届出を義務付ける。（保管場所の面積が $100m^2$ 未満の場合を除く。）
- ・無届、虚偽の届出に対して罰則を適用する。

##### 【罰則】

無届、虚偽の届出：30万円以下の罰金

変更等の無届出、虚偽の届出：5万円以下の過料

##### （保管基準の新設）

- ・特定保管物の保管にあたっては、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管することを義務付ける。

##### （土地所有者等の義務） 土地所有者等に届出義務を課すのは全国初

- ・土地所有者等が、特定保管物（使用済みタイヤ）を屋外において保管することを目的として、当該土地の使用に係る契約を保管予定者と締結した場合等の届出を義務付ける。（保管場所の面積が $100m^2$ 未満の場合を除く。）

#### (2) 県外産業廃棄物の県内搬入の届出

##### （罰則の新設） 罰則を科すのは全国初

- ・県外産業廃棄物の県内への搬入に係る届出に関し、無届、虚偽の届出に対して罰則を適用する。

- 【罰則】無届、虚偽の届出：5万円以下の過料  
(事業者名、勧告内容等の公表の新設)
- 搬入の変更または中止の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないとときは、その事業者名、勧告内容等を公表することができる。

## (3) 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出

- (罰則の強化)
- 廃棄物処理法の対象とならない産業廃棄物処理施設（小規模産業廃棄物処理施設）の新設又は既存施設の小規模産業廃棄物処理施設としての使用の届出に関し、無届、虚偽の届出に対する罰則を強化する。
- 【罰則】無届、虚偽の届出：5万円以下の罰金→30万円以下の罰金
- 届出事項に係る変更の届出に関し、無届、虚偽の届出に対する罰則を強化する。
- 【罰則】無届、虚偽の届出：5万円以下の罰金→30万円以下の罰金

## (4) 記録及び閲覧

- (記録・閲覧義務及び罰則の新設)
- 小規模産業廃棄物処理施設（焼却施設に限る。）及び小規模廃棄物焼却施設の維持管理に関する事項を記録し、備え置くとともに、生活環境保全上の利害関係者の求めに応じ閲覧を義務付ける。
  - 無記録、虚偽の記録、記録不備に対して罰則を適用する。
- 【罰則】無記録、虚偽の記録、記録不備：30万円以下の罰金

## (5) 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出

- (罰則の新設)
- 廃棄物処理法の対象とならない小規模廃棄物焼却施設の設置の届出に関し、無届、虚偽の届出に対して罰則を適用する。
- 【罰則】無届、虚偽の届出：30万円以下の罰金

## (6) 報告及び検査

- (罰則の新設)
- 条例施行上の必要な限度において、事業者等から報告を求め、職員をして立ち入り、検査させることに関し、無報告、虚偽報告、検査拒否等に対して罰則を適用する。
- 【罰則】無報告、虚偽報告、検査拒否等：30万円以下の罰金

## 岐阜県条例第三十九号

### 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 廃棄物の減量及び資源の有効利用（第六条－第十二条）」を「第三章の

廃棄物の減量及び資源の有効利用（第六条－第十二条）

二 特定保管物の適正な保管（第十二条の二－第十二条の五）に、「（第二十八条）」を

「（第二十八条・第二十八条の二）」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

#### 第三章の二 特定保管物の適正な保管

##### （多量保管の届出）

第十二条の二 多量に保管することにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある物で規則で定めるもの（以下「特定保管物」という。）を屋外において保管しようとする者（以下「保管予定者」という。）は、特定保管物の保管の場所（以下「保管場所」という。）ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が規則で定める面積未満である場合又は法第十四条第一項若しくは第四項若しくは法第十四条の四第一項若しくは第四項の規定により許可を受けた者で規則で定めるものが業として行う廃棄物の処理に関連して特定保管物を廃棄物として保管する場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 保管場所に関する次に掲げる事項

　イ 所在地並びに当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所

　ロ 面積

三 保管する特定保管物の種類及び利用目的

四 特定保管物の保管を開始する予定年月日

五 保管する特定保管物の量の上限

六 その他規則で定める事項

##### （変更等の届出）

第十二条の三 前条の規定による届出をした者（以下「保管者」という。）は、当該届出に係る事項（前条第二号イに掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 保管者は、前条の規定による届出に係る事項（保管場所に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所に限る。）に変更があったとき、又は当該届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

##### （保管基準）

第十二条の四 保管者は、特定保管物の保管に当たっては、次に掲げる基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

- 一 保管場所の見やすい場所に保管場所である旨その他規則で定める事項を表示した標識を設けること。
  - 二 保管場所から特定保管物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は悪臭を発散しないようすること。
  - 三 保管場所には、蚊、はえその他の害虫等が発生しないようすること。
  - 四 前二号に掲げるもののか、特定保管物の適正な保管を確保するために必要なものとして規則で定める基準
- (土地所有者等の義務)

第十五条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、特定保管物を屋外において保管することを目的として当該土地の使用に係る契約を保管予定者と締結した場合その他当該土地において特定保管物が保管されることを知った場合には、規則で定めるところにより、三十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、保管場所の面積が、第十二条の二ただし書の規則で定める面積未満である場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 保管場所に関する次に掲げる事項
  - イ 所在地並びに保管予定者又は特定保管物を保管している者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 面積
  - ハ 使用に係る契約を締結した年月日又は特定保管物が保管されることを知った年月日
- 三 その他規則で定める事項

第十三条第一項中「県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該土地」を「土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地」に改める。

第十九条第一項中「第十九条の四」を「第十九条の五第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該産業廃棄物排出事業者が法第十九条の六第一項の規定による措置命令を受ける場合に該当するときは、この限りでない。

第二十条に次の二項を加える。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者について準用する。

第二十一条第一項中「産業廃棄物の」を「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

#### （記録及び閲覧）

第二十二条の二 前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に係る規則で定める事項を記録し、これを当該小規模産業廃棄物処理施設（当該小規模産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該小規模産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に係る生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第二十二条第一項中「前条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第五章第四節中第二十八条の次に次の二条を加える。

## (準用)

第二十八条の二、第二十九条の二の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第二十九条の二中「前条第一項又は第二項の規定による届出（焼却施設に係るものに限る。）」とあるのは「前条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項中「おいて」の下に「、保管予定者又は特定保管物を保管している者」を加え、「、建築物解体工事施工者」を削り、「対し」の下に「、特定保管物の保管、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は小規模産業廃棄物処理施設若しくは小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理その他必要な事項について」を加える。

第三十一条を次のように改める。

## (罰則)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二、第二十二条第一項、第二項若しくは第三項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の二（第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- 三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条の次に次の二条を加える。

## (両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

## (過料)

第三十三条 第十二条の二第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第十九条第一項及び第二十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際に特定保管物を屋外において保管している者については、その者を第二十二条の二に規定する保管予定者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成十六年三月三十一日までに」とする。
- 3 この条例の施行の際にその所有し、占有し、又は管理する土地において特定保管物が保管されていること又は保管されることを知っている土地所有者等については、第二十二条の五の規定を適用する。この場合において、同条中「三十日以内」とあるのは、「平成十六年三月三十一日までに」とする。

## 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可申請に係る添付資料について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可にあたってその事業を的確に、かつ継続的に行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断するため、申請者が個人の場合は下記の資料を添付する必要があります。

### 記

#### 1. 許可申請時に必ず提出する必要がある書類

資産に関する調書

所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（直近3年分）

青色申告を行っている者……貸借対照表、損益計算書（直近3年分）  
(確定申告書の写し)

白色申告を行っている者……確定申告書の写し（直近3年分）

#### 2. 債務超過等の場合に追加資料として提出する必要がある書類

##### (1) 追加資料の内容

- ・中小企業診断士の経営診断書
- ・今後5年間の利益計画書
- ・借入金がある場合は返済していることを証する書類（金融機関が発行した残高証明書及び金融機関が発行した返済予定表等）

##### (2) 追加資料が必要となる場合

①営業実績が3年に満たない場合

②営業実績が3年間以上ある場合は次のとおり

- ・青色申告をしている申請者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合
  - (1) 直前期の資産状況において債務超過になっている。
  - (2) 直前期の資産状況において資産の額が負債の額よりも小さい場合
  - (3) 直前期の資産状況において資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間において所得税を納付していない年がある場合

※資産＝総資産－事業主貸

負債＝総資本－（事業主借＋元入金＋所得金額）

債務超過：（元入金＋所得金額）－（事業主貸－事業主借）がマイナス

※所得金額は青色申告特別控除前の所得金額を示す。

- ・白色申告をしている申請者は、次の(1)から(2)のいずれかに該当する場合

(1) 資産に関する調書において、資産の額が負債の額よりも小さい場合

(2) 資産に関する調書において、資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間において所得税を納付していない年がある場合

③上記①又は②に該当しないが、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合

# 「不法投棄監視通報システム」の導入について

岐阜市環境事業部環境事業室

岐阜市では、大量かつ悪質な廃棄物の不法投棄を防止するため、平成11年度より「不法投棄110番」の設置及び「不法投棄監視モニター」の委嘱を柱に、不法投棄防止対策事業を推進してきました。その後、平成13年4月の「家電リサイクル法」施行に伴い「不法投棄監視モニター」の増員、郵便局・森林組合との情報提供に関する覚書を締結し、監視通報体制の強化を図ってきましたが、不法投棄の手口が悪質・巧妙化しており、名前等の特定できる書類等を残さない、同一人物と思われる同様のものがあちこちに投棄される、また、不法投棄常習場所においては警告看板を破損する、看板の前に執拗に投棄する等悪質なものが増加しています。

そこで今回、移動が容易な24時間監視カメラ「不法投棄監視通報システム」を導入しました。

不法投棄が常習的に行われている場所に設置し、不審車両等を感知すると携帯電話回線を通じて画像を送信してくれるシステムで、不法投棄監視表示看板を併せて設置することにより、不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄をいち早く察知して迅速に対応し、場合によっては警察署と連携をとりながら投棄者特定のために活用していく予定です。

今年度10月からのメーカーによる「家庭系パソコンの回収・再資源化制度」施行により、これらのものの不法投棄の増加が懸念されることから、「不法投棄監視通報システム」が有効に活用できるものと期待しています。

## 「不法投棄監視通報システム」

不法投棄の手口の悪質・巧妙化、「家電リサイクル法」による特定家電品の不法投棄の増加及び「パソコンリサイクル」施行により予想される不法投棄の増加に対処するため、岐阜市では、移動が容易な24時間監視カメラ「不法投棄監視通報システム」を導入しました。

### 1. 導入システム

#### (1) 概要

「不法投棄監視通報システム WM200」(星和電機株式会社製) 1台

不法投棄現場の不審な車両等を監視カメラが自動的に検知し、高感度カメラが現場画像を撮影記録。画像転送機能により外部端末に送信、また、任意に現場状況の確認が可能。

#### (2) システム

- 小型軽量のため専用のカメラ支柱が不要(立木・既設の電灯柱等を利用)で、バッテリー(電源)及び携帯電話(データ通信)を使用するため、設置場所を選ばず移設が容易

- 検知により高感度CCDカメラで静止画像を撮影し、画像送信するとともに、本体内メモリー(コンパクトフラッシュメモリー)に連続画像を記録

- 外部端末(パソコン)からの操作により、現場撮影及び記録画像の表示が可能

- 撮影画像確認のため、コンパクトフラッシュメモリーの交換

- 定期的にバッテリーの充電

#### (3) メンテナンス

### 2. 設置

#### (1) 設置場所

不法投棄常習場所、ごみステーション、その他

#### (2) 設置方法

システム設置に併せ、周辺に「不法投棄監視表示看板」を設置

#### (3) 調査

不法投棄者を撮影した場合は、投棄者特定に向けて警察署と連携

#### (4) 担当

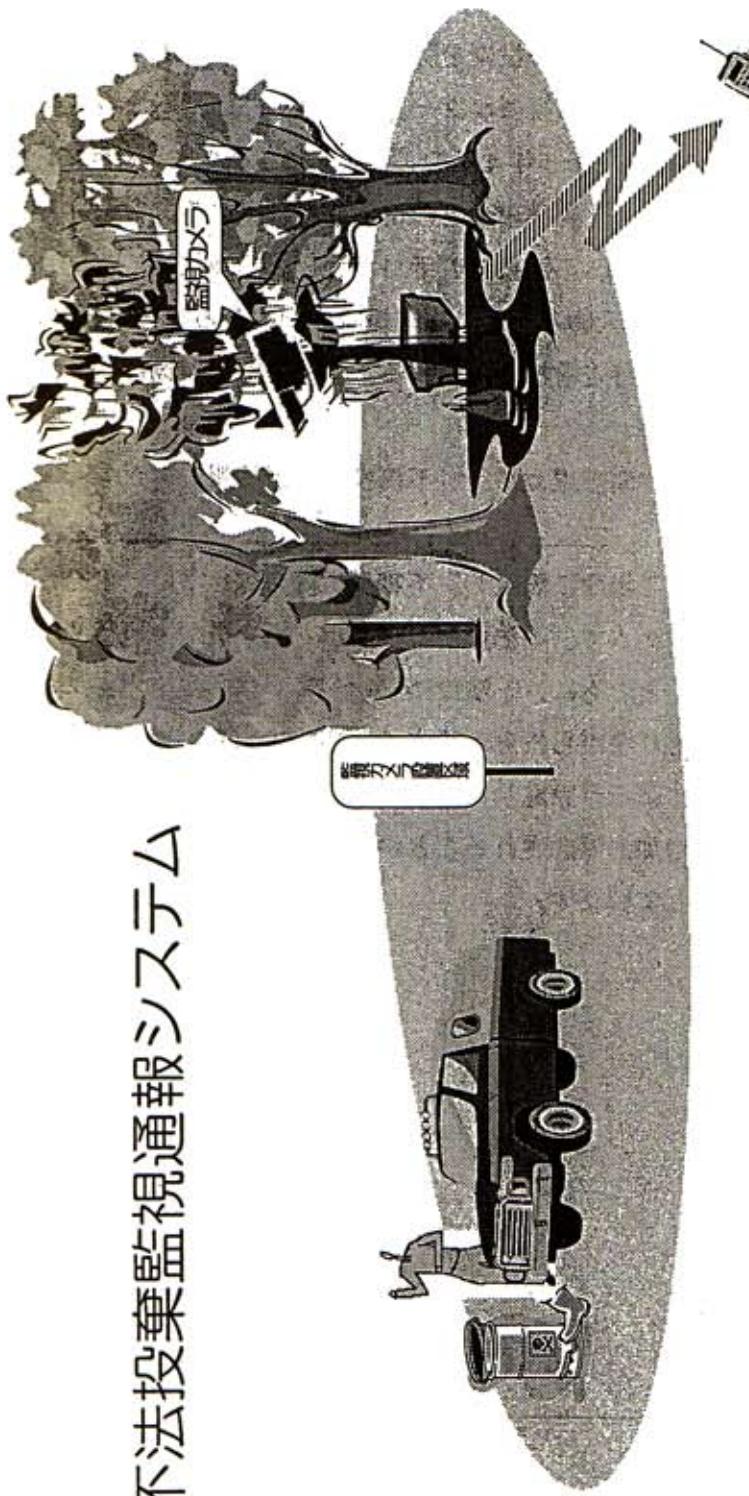
区域管轄の環境事務所不法投棄防止グループ

### 3. 導入費用

約160万円(システム関連経費、通信費除く)

### 4. 他の導入状況

県下16市の中では初、町村では藤橋村に固定式カメラの設置あり  
(携帯電話を使う移動式監視カメラとしては、県下初)



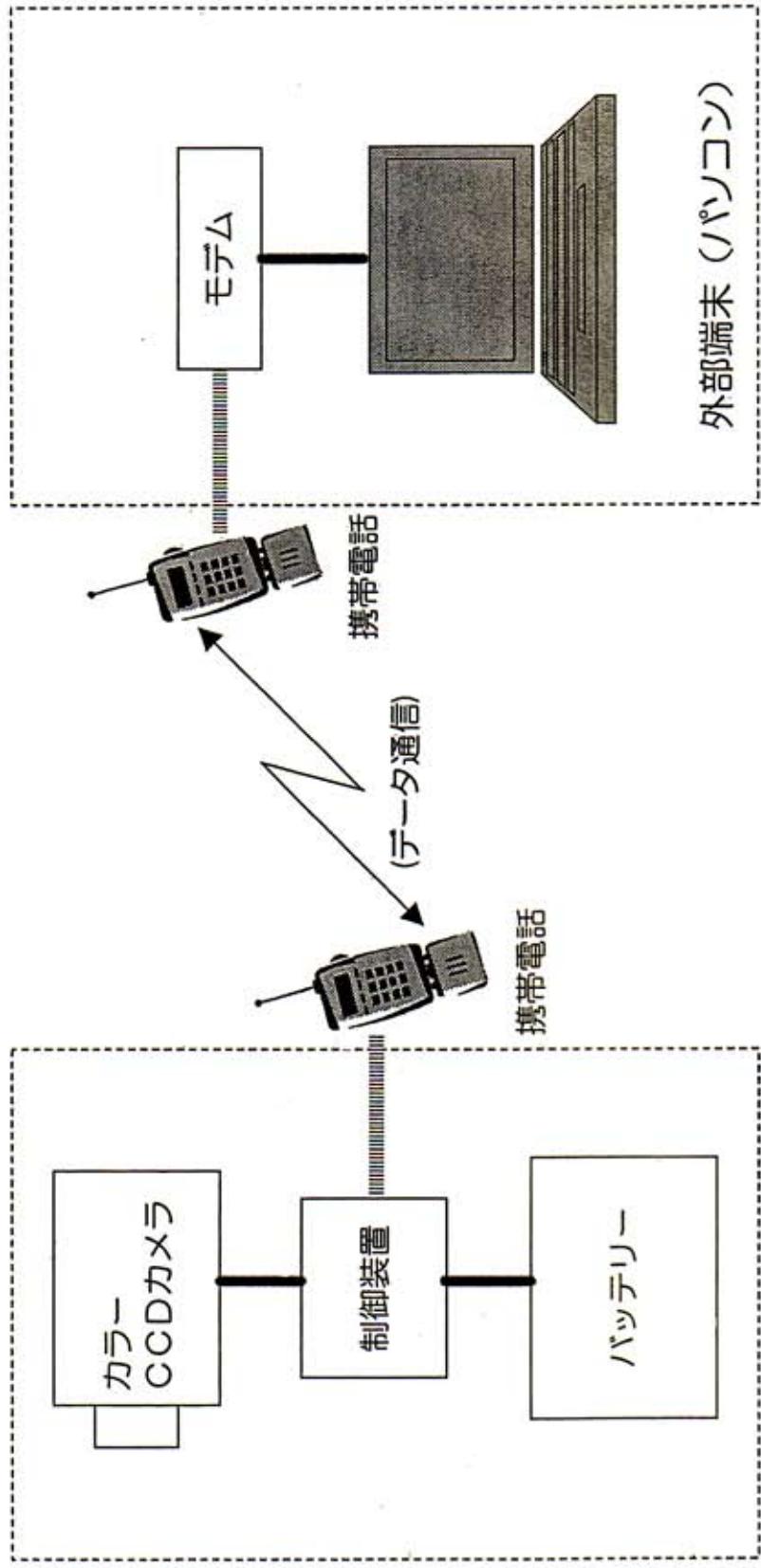
## 不法投棄監視通報システム

監視カメラが不審車両などを感知すると静止画像  
を撮影するとともに、携帯電話回線を通じて端末  
パソコンへ画像を伝送する

<端末/パソコン>

(岐阜市 環境事業部 環境事業室 不法投棄対策グループ)

不法投棄監視通報システム 構成図



# わがまちの産業廃棄物問題と対策

## わが町における 廃棄物への取り組み



坂下町長 山下芳信

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

本町は、東濃東部にあって、東は木曽川を隔て長野県木曽郡と隣接しています。面積は $29.77\text{km}^2$ 、その75%を山林が占めています。地形は、高峰山や木曽山系に囲まれた渓谷盆地が開けています。また、木曽川から北西の方向にほぼ $70\text{km}$ におよぶ「阿寺断層」が伸びています。

人口は、昭和60年代には、6,300人確保していましたが、現在5,834人と過疎化の傾向にあります。産業においても、東濃ひのきに代表される「木のまち」として木材関連産業が盛んでした。しかし、長引く経済の低迷により、衰退が進み、現在では大変厳しい状況下にあります。

さて、21世紀を迎える中まさに環境に配慮した町づくり・地域づくりの時代となりました。さらに市町村合併を控え新たな地域間での協調の時期でもあります。

本町の平成14年度一般廃棄物の排出量は可燃物については $1,203\text{t}$ ・不燃物は $149\text{t}$ と、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあります。

ごみ減量化推進事業としての資源ごみ分別

収集の状況は、ビン類については $36\text{t}$ ・カン類は $11\text{t}$ ・ペットボトルは $5\text{t}$ と、町民の皆さんのご理解とご協力によりごみ減量化に大きく貢献をいただいています。

新聞紙・ダンボール等廃品回収に対する奨励金の交付、家庭用生ごみ処理機・コンポスト等購入に対する補助金の交付も行っています。

昨年の12月よりダイオキシン類対策として小型廃棄物焼却炉の規制が一層強化されました。家庭用小型焼却炉の使用制限に対する町民の理解を得るべき啓発・広報活動に努めました。当初は心配していましたが、町民の皆さんのご理解により、野焼きの行為は殆ど見当たりません。

こうした規制が強化されるごとに、益々ごみの量が多くなり、処理施設の維持管理に大きな影響をもたらすと同時に、不法投棄の増加を招く恐れがあると懸念をしているところであります。

本町の産業廃棄物対策としては、木材関連産業の振興等を総合的に推進することを主眼に、東濃ひのきの生産・利用拡大を図ることを目的とし、建築用廃材・木屑を利用した木質系エネルギーとして活かす施策の契機ととらえ、平成14年度に林業構造改善事業として国の採択を受け、「木質資源利用ボイラー施設」を完成いたしました。処理能力は一日当たり $5.15\text{m}^3$ であります。新たなエネルギーとして、さらに、産業廃棄物処理にも大きく貢献することを期待しているところであります。

今後も更なるごみの減量化やリサイクルに力をいれ、美しい住みやすい町づくりを目指していきたいと考えています

終わりになりましたが、本町における産業廃棄物を円滑に行うためにも引き続き貴協会のご指導をお願い申し上げるとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍を祈念申し上げます。

## わが町のごみ減量化と リサイクル事業



神岡町長 船坂 勝 美

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県の最北端に在り高山市と隣県富山市との中間に位置し、古くは養老年間から鉱山と共に生きてきた町です。町の人口は約11,300人ですが来年2月1日に隣の古川町、河合村、宮川村の二町二村が合併して新市「飛騨市」の誕生を目指して関係町村が大詰めの協議・調整を行っています。

さて、本町の廃棄物処理とごみの減量化につきましては多くの町民の理解と協力を得ながら取り組みを進めております。

まず、生ごみ処理減量化対策としまして、民間団体が行っている生ごみの減量化の取り組みに対して平成13年度から年間150万円の補助金を交付して活動を支援しています。本年度は堆肥化装置の導入に対する補助制度を新設して処理規模の拡大を図るための支援を致しました。これらの事業活動により年間41トンの生ごみが処理される事になります。またEMボカシは年間延べ4,700世帯に無料配布し生ごみの減量化と堆肥化に貢献しています。

す。この他、一般家庭に対して生ごみ処理機やコンポスト等の普及に努めており、普及率は全世帯の約17%となっています。

この他町内の地域公民館単位に環境美化監視員を配置して毎月担当地域を巡回して報告書を提出していただくほか、不法投棄を発見した場合には直ちに役場へ通報があります。監視員制度が出来たことにより不法投棄やポイ捨てが減少している傾向にあります。

また、当町では資源回収事業奨励金制度を充実させ年間約4,000千円の助成金を交付しています。小中学校PTAや保育園、婦人会など15団体の積極的な取り組みにより、夏場には新聞・雑誌などのステーション回収が無くなります。

一方、神岡町の基幹産業である神岡鉱業㈱は、廃バッテリーのリサイクル事業で顕著な実績を上げた企業として昨年、内閣総理大臣賞を受けられたことは当町にとっても大きな喜びであり今後さらなる前進に期待しています。同社では、国内の廃バッテリーの30%を処理する事による産業界への貢献度に加え資源のリサイクルに大きく寄与したことが評価されたものです。

循環型社会を構築するためには小さな取り組みからスタートさせ、これを着実に進展させることが求められており、民間企業も積極的に参画頂き廃棄物の適正処理とごみの減量化について理解を深め地域社会全体で、自然豊かな美しい町、住みよい町づくりを目指します。

最後になりましたが、本町における廃棄物の処理を円滑に行うためにも貴協会のご指導をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げます。

## 平成15年度第3回理事会開催

平成15年度第3回理事会（書面表決）が平成15年9月12日(金)に開催されました。

この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員4名が全理事の賛同を得て承認されました。

## 各委員会開催

平成15年7月22日、23日、24日各委員会が「レストラン富士」において開催され、各委員長、副委員長等の互選がありました。

### 第2回研修指導委員会

(7月22日午後1時30分から)

1. 委員長・副委員長の互選について
2. 組織強化事業について
3. 施設の視察について
4. 説明会・研修会等について
5. その他について

### 第2回広報編集委員会

(7月23日午前10時から)

1. 委員長・副委員長の互選について
2. 組織強化事業について
3. 「ぎふ保全協会報」第56号の編集方針について
4. その他について

### 第2回総務委員会

(7月23日午後1時30分から)

1. 委員長・副委員長の互選について
2. 組織強化事業について
3. 「地球環境村ぎふフェア'03」の協賛事業について
4. その他について

### 第2回適正処理委員会

(7月24日午前10時から)

1. 委員長・副委員長の互選について
2. 組織強化事業について

## 3. その他について

## 第1回中部地域協議会開催

平成15年7月30日午後3時より平成15年度第1回中部地域協議会が全国産業廃棄物連合会の土井洪二事業部長様出席のもとに岐阜市内の観光ホテル「十八楼」で開催されました。

当協会からは中本理事長、清水副理事長、後藤副理事長、山村理事・広報編集委員長、田中理事・適正処理委員長、吉田専務理事又事務局より今木事務局長が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

- ①廃棄物処理法の改正について
- ②青ナンバー取得問題について
- ③(社)全国産業廃棄物連合会の事業と近況
- ④中部地域協議会平成14年度事業報告及び決算報告並びに平成15年度事業計画(案)及び予算(案)について
- ⑤その他各県の情報交換等について

## 廃棄物処理法対応講習会・建設リサイクル法対応講習会開催

中小企業総合事業団主催による説明会が岐阜県で下記により開催され、事務局より2名出席しました。

1. 日時：平成15年7月31日(木)  
午後1時～4時45分
2. 場所：長良川国際会議場メインホール
3. 内容：1)「廃棄物処理法対応講習会」  
2)「建設リサイクル法対応講習会」

## 2003 NEW環境展 大阪会場 開催

「人と地球の未来を守る 環境革命への挑戦」をテーマに下記により盛大に開催されました。事務局から今木事務局長が参加しました。

会期：平成15年9月3日(水)～6日(土)

会場：インテックス大阪  
主催：日報イベント株式会社  
協力：株式会社日報

## 平成15年9月末までの産業廃棄物処理関係講習会開催結果報告

標記講習会が岐阜県県民ふれあい会館において開催されました。開催状況は次表のとおりです。

### ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
7月15日	120	126	1	125

### ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新・収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
7月16日	120	130	1	129

### ・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
9月2日～3日	120	120	2	118

## 「地球環境村ぎふフェア'03」の開催

平成15年9月20日午前10時より午後4時まで「地球環境村ぎふフェア'03」が岐阜市内岐阜アリーナ（岐阜県庁東）において盛大に開催されました。

同フェアは、廃棄物のリサイクル思想の普及啓発や、地域と一体となった廃棄物処理体制の整備を目指す「地球環境村」構想のPR等を行うとともに、環境・リサイクル産業の

振興を図ることを目的に開催されたもので、主な行事として「楽しく遊んで学ぼうリサイクル」をテーマに、手作りリサイクル工房、行政等出展コーナー、リサイクルフリーマーケット、ふれあい屋台村等も設けられ、また、会場に設けられたステージでは仮面ライダー555ショーや和太鼓の演奏が行われ大変多くの人で賑わいました。

当協会も協賛し、役員・委員の皆様に加え、今年度は、青年部の役員の皆様にも協力をお願いし、「ちびっ子クイズ」やリサイクル製品の無料配布等を行い、リサイクル等の普及啓発に努めました。

午後は降雨になりましたが、大勢の親子連れで賑わい、特にゴム風船は子供達に大変好評で事務局としても大いに当協会のPRも出来たと思います。



## 自動車リサイクル法全国説明会（第2回）の開催

経済産業省・環境省主催による第2回の説明会が岐阜県で下記により開催され、事務局から2名参加しました。

1. 日時：平成15年9月12日(金)  
午後1時30分～4時30分
2. 場所：長良川国際会議場 メインホール
3. 内容：自動車リサイクル法の本格施行に向けて

**平成15年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会  
並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の追加開催について**

平成15年度追加開催各種講習会の会場及び日程は次のとおりです。

○産業廃棄物の収集・運搬課程（新規許可講習会）

開催地	開 催 期 日	申込先（受付機関）／電話番号
福岡	平成15年10月22日(水)～23日(木)	(社)福岡県産業廃棄物協会 092-651-0171
栃木	平成16年2月25日(水)～26日(木)	(社)栃木県産業廃棄物協会 028-632-5575
広島	平成16年2月25日(水)～26日(木)	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499
東京	平成16年2月26日(木)～27日(金)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106
福岡	平成16年3月3日(水)～4日(木)	(社)福岡県産業廃棄物協会 092-651-0171
神奈川	平成16年3月4日(木)～5日(金)	(社)神奈川県産業廃棄物協会 045-681-2989
千葉	平成16年3月16日(火)～17日(水)	(社)千葉県産業廃棄物協会 043-246-9581
東京	平成16年3月16日(火)～17日(水)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106
岡山	平成16年3月16日(火)～17日(水)	(社)岡山県産業廃棄物協会 086-225-9383
熊本	平成16年3月17日(水)～18日(木)	(社)熊本県産業廃棄物協会 096-213-3356
愛知	平成16年3月25日(木)～26日(金)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346

○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（更新許可講習会）

開催地	開 催 期 日	申込先（受付機関）／電話番号
秋田	平成15年10月3日(金)	(社)秋田県産業廃棄物協会 018-863-7107
山口	平成15年10月24日(金)	(社)山口県産業廃棄物協会 083-928-1938
愛知	平成16年1月14日(水)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346

## 協会だより

### ○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（更新許可講習会）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
富山	平成16年2月10日(火)	(社)富山県産業廃棄物協会 076-425-8663
愛知	平成16年3月11日(木)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346
東京	平成16年3月18日(木)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106

### ○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分課程（更新許可講習会）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
愛知	平成16年3月11日(木)～12日(金)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346

### ○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
沖縄	平成15年10月30日(木)	(社)沖縄県産業廃棄物協会 098-890-4360
青森	平成15年12月12日(金)	(社)青森県産業廃棄物協会 017-721-3911
東京	平成16年2月24日(火)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106
東京	平成16年2月25日(水)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106
広島	平成16年2月27日(金)	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499
愛知	平成16年3月5日(金)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346
福岡	平成16年3月5日(金)	(社)福岡県産業廃棄物協会 092-651-0171
千葉	平成16年3月18日(木)	(社)千葉県産業廃棄物協会 043-246-9581
東京	平成15年3月19日(金)	(社)東京産業廃棄物協会 03-3499-6106

\*講習会の受講申し込みは、各会場とも定員になり次第締め切りますので、お手数ですが電話にて受講を希望する会場の受付機関（開催県の産業廃棄物協会）に必ず受付状況を確認のうえ、申請書を郵送または持参して下さい。

## 青年部研修会並びに交流会開催

青年部の今年度の主な事業である研修会並びに交流会が去る7月9日に岐阜市長良福光「岐阜ルネッサンスホテル」において開催されました。県及び(財)地球環境村ぎふより講師を招いて、県からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律について、また、(財)地球環境村ぎふからは、地球環境村構想について説明をいただきました。さらに交流会では、丹羽部会長の力強い開会の挨拶に引き続き、来賓として中本理事長、後藤副理事長にも出席をいただき、ご祝辞と激励のお言葉を賜りました。

さらに、アトラクション（マジックショー）もあり、会員同士和気あいあいのうちに、大変有意義な会となりました。



研修会



交流会

### 第4回役員会（平成15年7月2日：レストラン富士）

#### \*協議事項

- ・研修会及び交流会事業の役割分担等について
- ・情報交換

### 第5回役員会（平成15年8月27日：レストラン富士）

#### \*協議事項

- ・青年部会予算（補正）について
- ・「地球環境村ぎふフェア'03」について
- ・「空き缶クリーン・キャンペーン運動」について
- ・新規会員の承認について
- ・情報交換

### 臨時役員会及び臨時総会並びに空き缶クリーン・キャンペーンの実施について

（平成15年9月29日：レストラン富士）

#### ○臨時役員会

#### \*協議事項

- ・新規会員の承認について

#### ○臨時総会

- ・青年部会（補正予算）について

#### ○空き缶クリーン・キャンペーンの実施について

- ・県庁周辺の清掃



臨時総会



## お知らせ

### 新規加入会員の紹介

平成15年度第3回理事会を平成15年9月12日（書面表決）開催し次のとおり新規会員が承認されました。

#### 【正会員】

会員名所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
有限会社アーテック三協 〒502-0845 岐阜市早田町2-23	代表取締役 久保好孝 ☎058-234-0515	収集運搬業	再加入
株式会社三洋組 〒502-0857 岐阜市正木633	代表取締役 久保秋子 ☎058-231-2211	収集運搬業	
有限会社真和洋行 〒503-0983 大垣市静里町939-1	代表取締役 池田衛 ☎0584-93-0587	収集運搬業	賛助会員より移籍
有限会社羽島プラント 〒511-0283 三重県員弁郡大安町南金井2826-2	代表取締役 横山重男 ☎0594-77-2389	収集運搬業 中間処理業	

#### 参考 会員の移動状況

会員区分	6月27日現在	入会数	退会数	9月12日現在	増減
正会員	348	4	3	349	1
賛助会員	117	0	1	116	△1
特別会員	2	—	—	2	—
合計	467	4	4	467	0

## 「岐阜まるごと環境フェア2003」の開催

「岐阜まるごと環境フェア2003」が岐阜市で下記により開催されますので、お知らせします。当協会としても協賛しておりますので、多数の方のご参加をお願いします。

### 平成15年度 岐阜まるごと環境フェア実行委員会事業計画

#### 岐阜まるごと環境フェア2003

#### 1 目 的

環境と調和する、人に優しい都市岐阜を目標に掲げ「環境都市宣言」をした昨年、今後一層安らぐ都市環境の実現に向けて、まちづくり、地域づくりに取り組むため、「知る、体験する、広げる」を基本テーマに市民参加型イベントを開催する。

#### 2 目標・効果

昨年を上回る市民参加を目標（8万人）に、環境意識の高揚とごみ減量・資源化の啓発を通して、「環境都市宣言」の趣旨を行動に移す機会とし、循環型社会の形成及び人と自然の共生のために寄与する。

#### 3 開催概要

(1) 開催日 平成15年11月8日(土)・9日(日)

(2) 場所 長良川国際会議場

リバーサイドパーク駐車場

(3) 事業内容 次頁

(4) 主催者 岐阜まるごと環境フェア実行委員会



協会のシンボルマーク

平成15年10月10日発行 第56号  
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
理事長 中本貞実  
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階  
TEL<058>272-9293  
FAX<058>272-6764  
URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozan/>  
印刷 共和印刷株式会社